



Title	在野「法曹」と地域社会
Author(s)	橋本, 誠一
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/46559
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 はし 橋 もと 誠 いち

博士の専攻分野の名称 博 士 (法 学)

学 位 記 番 号 第 19833 号

学 位 授 与 年 月 日 平成 17 年 10 月 20 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第2項該当

学 位 論 文 名 在野「法曹」と地域社会

論 文 審 査 委 員 (主査)

教 授 中尾 敏充

(副査)

教 授 三阪 佳弘 教 授 林 智良

論 文 内 容 の 要 旨

本書は、近代日本における弁護士史研究に新たな視点と方法を導入し、従来の弁護士史研究の通説的理解に対して若干の修正を迫ろうとするものである。以下、これらの点を敷衍して説明する。

第1に、本書は、地域社会で活動する在野「法曹」に着目した。本書が在野「法曹」という場合、国家資格を認められた代言人・弁護士を指すだけでなく、そうした資格を持たない非弁護士も含めている。彼らが地域社会の中でどのように活動したのか、その活動実態に着目するのが本書全体を貫く視点である。

第2に、第1の視点のゆえに、本書は地域史研究の方法をとっている。しかし、そこで得られた知見は、たんなる地域史のレベルにとどまらず、全体史（あるいは制度史）の歴史認識そのものの見直しを迫るものである。このように、「地域史から全体史への発言」を意図するところに、本書の方法論的特徴がある。

第3に、本書は、近代地域社会における在野「法曹」の活動実態、さらには地域社会における司法機関の在り方について、さまざまな知見を提供する。その中でとくに重要な論点は、地域在野法曹の活動実態、地域刑事司法の実態、非弁護士の活動実態、非弁護士の歴史的評価などである。

次に本書の概要を説明する。本書は、第1部と第2部で構成されている。そのうち第1部は、半世紀あまり静岡県で活動した弁護士・鈴木信雄の活動を——大正期から昭和前期まで——追跡し、以下の点を解明した。

(1) 1920年代前半（大正後期）、静岡県在野法曹界が大きな歴史的転換期を迎えつつあったことを明らかにした。静岡弁護士会は、長年にわたって続いてきた弁護士と三百屋（非弁護士）との癒着＝共存関係を断ち切った。すなわち、弁護士会則を改正し、弁護士が三百屋からの訴訟紹介を引き受けることを禁止するとともに、弁護士と三百屋の癒着の「温床」となっていた複数事務所の設置を禁止したのである。これは、1933（昭和8）年弁護士法改正（いわゆる旧弁護士法）の内容を先取りするものであった。奇しくも鈴木信雄は、弁護士会長としてこうした歴史的転換の先頭に立ったのである。

(2) 鈴木信雄が関与した静岡地方裁判所第一回陪審裁判（1928年）の経過を明らかにするとともに、その後の陪審裁判制度の帰趨、とくに陪審裁判不振の原因と陪審裁判の歴史的意義について言及した。静岡県の陪審裁判は、全国と同様、いちじるしい不振に見舞われた。その直接的原因は、静岡県の場合、第一に請求陪審事件の極端な少なさであり、第二に法定陪審事件における辞退数の増加にあった。そのような事態をもたらした要因として、制度的問題とともに国民意識の問題も無視できないことを指摘した。

他方、こうした不振にもかかわらず、陪審裁判の導入は静岡県の刑事司法手続の改善に重要な貢献を果たしたこと

も指摘した。直接審理主義をとる陪審裁判では、司法警察官が公判で訊問を受ける機会が非常に増えるため、その内容如何が陪審員の心証形成に重要な影響を与えることとなった。そのため、司法当局は捜査活動の見直しを迫られたのである。ここに陪審裁判導入の——司法警察活動に対するチェック機能を有するという意味での——積極的側面を認めることができる。

(3) 鈴木信雄が一貫して追及した人権蹂躪問題について、以下の点を指摘した。①大正期から昭和前期にかけて、静岡県では人権蹂躪問題が継続的に発生していた、②警察と検事との間には、組織的な不信・対立関係が存在し、他方で、警察による事実的な捜査権限の拡大という事態が進行していた。とくに②は、たんに鈴木信雄の主観的認識にとどまらず、静岡県警察部当局も認める客観的事実であった。県会議員鈴木信雄の最大の功績は、こうした警察活動の実態を県会という公の場で明らかにしたところにあった。

次に、第2部では、とくに三百屋（非弁護士）問題を取り上げ、その活動実態を解明するとともに、日本弁護士史の中にその存在を位置づけることを試みた。そして、以下の点を指摘した。

(1) 近世以来の郷宿は、廃藩置県以後も、江戸時代と同様の行政補助的機能——訴訟当事者の宿泊等、県庁官吏の支援等——を担い続けた。郷宿のなかには大正期まで営業を継続するものもあったが、その場合はたんに宿泊施設として存続したにすぎない。他方、地域社会には郷宿に代わる新しい訴訟支援者が登場した。代言人・代書人・代人などの肩書きをもって指称される人々である。とくに代人は——明治政府の政策的意図とは無関係に——自然発生的に生み出されたもので、当時における日本固有法の自生的展開の一端を示すものであった。

(2) 代言人規則制定にもかかわらず、1880年代に入っても、法廷内の訴訟代理は免許代言人の独占業務とはなっていなかった。免許代言人の資格を持たない人々が、代人の肩書きで訴訟代理業を活発に営んでいたからである。これは、静岡県だけでなく全国的に見られる普遍的現象であった。しかし、その後——時期は特定できないが——、法廷内の訴訟代理はもっぱら代言人＝弁護士の独占業務となり、法曹資格を持たない人々は法廷から排除されていった。ただ、法廷外の一般法律事務については、従前と同様、代言人＝弁護士の資格を持たない者（非弁護士）でも業とすることが可能であった。

ここに至って、代言人＝弁護士と非弁護士の関係は新段階に入ったと推測される。すなわち、代言人＝弁護士による訴訟代理業務の独占を前提に、両者はある種の相互依存関係を形成した。非弁護士は、依頼人からの依頼に応じて、弁護士を紹介し、一般法律事務を処理し、あるいは債権回収・紛争仲介業を営んだ。そして、訴訟代理の必要が生じたときだけ、法廷での弁論活動を弁護士に依頼し、彼らに報酬を支払ったのである。こうした相互依存関係を可能にした制度的要因は、旧々弁護士法の複数事務所開設の容認にあった。

(3) このような弁護士と非弁護士の相互依存関係は、とくに大正期に入ると、さまざまな事情から一定の見直しを迫られるようになった。大正期における政策的な法曹人口増大の結果、大正後期から昭和初期にかけて弁護士の窮乏化が進行した。他方で、経済不況などを原因として非弁護士の活動は活発化していった。その結果、両者の矛盾・対立は激化したと思われるからである。

こうした状況を背景として、1933年旧弁護士法（法律53号）、「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」（法律54号）（以下、「1933年法」という。）が制定された。これら1933年法は、弁護士の業務独占の範囲を一般法律事務にまで拡大するとともに、非弁護士活動を法的に排除しようとするものであった。こうして弁護士・非弁護士の矛盾・対立関係に一つの決着がもたらされたのである。

(4) 本書がとくに強調したのは、当時の弁護士会には、1933年法とは別の選択肢も主張されていたという事実である。それは、非弁護士の社会的有用性を肯定しつつ、その制度化を図るというものであった。その嚆矢は笠原文太郎「ソリシター法制定（三百公認）論」（1913年）であり、その後、斉藤常三郎「弁護士法改正案に就て」（1930年）によって継承された。非弁護士の社会的有用性を認める議論は司法省自身のものであり、また播磨龍城、布施辰治らによっても主張されていた。その意味で、一定の広がりを持つ議論であったといえる。1933年法——そして、それを継承する現行弁護士法——は、こうした議論を排除して選択された結果にほかならない。

論文審査の結果の要旨

本博士論文は、大正から昭和にかけて静岡県で活動した、鈴木信雄という弁護士の軌跡を追跡することにより、地域社会における在野法曹の具体的存在形態とその社会的・政治的機能を解明しようとするものである。

従来の弁護士史研究は、制度史研究、人物史研究、事件史研究という3つの手法で行われてきたが、本論文は、これら3つの手法を総合しながら、在野法曹史に関して新たな歴史像を描こうとするものであり、この点に本博士論文の卓越性とオリジナリティがあるといえる。

本論文は、第一部において、戦前刑事司法手続きにおける人権蹂躪問題を探り上げ、この問題に対する鈴木弁護士の取り組みについて分析する。鈴木は、当時、行政執行法や違警罪即決例を駆使して、警察による不当な身柄拘束が行われ、その過程で被疑者・被告人に虚偽の自白を強制するという刑事手続き実務の弊害を常に批判し続けた。

本論文は、この問題に対して、二つの側面から鈴木に迫っている。一つは1928年から実施された陪審制度への鈴木積極的な関与という側面、もう一つは、県会議員として静岡県警による違法な捜査活動を批判追求するという側面である。

前者の側面は、陪審制度が直接審理主義を採用することにより、警察官が証人として法廷に立つことになり、警察による違法な捜査活動自体が公判廷で事実上チェックされることになった。実際、当時の司法当局は、この点から捜査活動の見直しを迫られ、対応に苦慮することになったのである。このことは、陪審制度が日本の刑事司法手続きの現実は何をもたらしたのかについて新たな光を当て、日本における陪審制度の果たした役割の見直しを迫るものであり、また、刑事手続きの現実を批判し続けた鈴木が、弁護人として陪審事件に関与するなかで、陪審制度に何を期待したのか、を分析することによって、こうした新たな歴史像の獲得に成功したものといえよう。

後者の側面は、昭和戦前期においても、一貫して警察による事実的な捜査権限の拡大という事態が進行しており、また、それに関して、静岡県レベルで警察と検事局との間に組織的な不信・対立構造が存在していることを鈴木が活動によって明らかにしている。この点は、戦前刑事司法手続きが司法検察官僚主導で展開されるというこれまでの理解に対して、一定の修正を迫る分析となっている。

つぎに、本論文は、第二部において、「歴史的範疇における弁護士」概念、すなわち、時代的发展による変化を包含し、明治以後に制度化された近代的意味の弁護士ではなく、時代を超えて存在する「訴訟補助者、法律助言者」という概念を用いて、近代日本弁護士史を描こうとするものである。すなわち、弁護士と非弁護士との業務範囲をめぐる争いのなかで、新たな法曹像が展開・解明されている。

明治年間にヨーロッパの法制度の継受として制度化されてきた代言人・弁護士たちが、明治後半期に社会的に専門職として確立していくなかで、直面したのが、「三百代言」や「三百」と称される非弁護士の社会的存在であった。実は近世から明治初年の時期にかけて、近世に広範に存在していた公事宿や公事師が、地域における法的サービスの重要な一環を担い続けてきたことはこれまでの研究でも明らかにされてきた。

しかし、明治以後の代言人・弁護士史研究の中では、近世以来の伝統を持つ地域における法的サービスの担い手としての非弁護士層の存在についてはほとんど問題とされてこなかった。欧米の代言人・弁護士制度の継受、その制度化という視点からの分析では、このことはある意味では当然だったといえる。むしろ、地域社会において、訴訟代理、法律事務、紛争解決、債権回収などの法的補助業務あるいは法的助言といったサービスを誰が担ってきたのか、という視点に立ってはいじめて、近世公事師・公事宿などと近代の代言人・弁護士を歴史的にトータルに分析することが可能になるといえよう。

こうした視点に立って、本論文は、制度化された代言人・弁護士とは異なるレベルで地域の法的サービスの需要に応えてきた非弁護士層の存在とその役割を明らかにしたのである。そして、その分析のもっとも大きな成果は、おそらく多くの弁護士会史が編纂されるなかで再生産されてきた弁護士史像を、批判的な視点から相対化したことである。その例として、弁護士の業務独占の範囲を訴訟代理・刑事弁護から法廷外の一般法律事務にまで拡大した1933年改正弁護士法及び「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」は、非弁護士層の存在をどのように遇したのか、また、肯定か

ら否定まで幅広い制度選択のなかから選択されたものにすぎないことを明らかにした点に重要な貢献がある。

これらの点はいずれも、地域レベルにおける一弁護士の司法への取り組みを詳細に追跡・分析することにより、具体的な運用レベルにおける法制度の実態、特に刑事司法制度及び弁護士制度の実態を解明して、当該法制度自体の従来の位置づけあるいはとらえ方に修正・変更を迫るものとなっている。この点にも本論文のオリジナリティと卓越性が示されている。

以上により、本論文は、審査員全員が在野法曹史に関して新たな歴史像を解明した意欲的・独創的な研究成果であり、十分に博士の学位を授与するに値するものと評価したものである。